

個人住民税特別徴収推進に向けた「ステップアップ宣言」について

平成 22 年 9 月 1 日に開催した福島県地方税滞納整理推進会議本部会議において、個人住民税（個人市町村民税と個人県民税）の給与所得に関する特別徴収推進に向けた強化を宣言しました。

市町村と県が連携して、給与所得者の方々の利便性を向上させるとともに、滞納の未然防止や税負担の公平性確保にもつなげる個人住民税の特別徴収をさらに推進します。

県内における個人住民税の納税者は 9 6 万人であり、このうちサラリーマンなど給与所得者は 7 3 万人となっている。

この給与所得者に課税される個人住民税は、地方税法と市町村条例により、事業者が従業員の給与から差し引き、従業員に代わって市町村に納付しなければならないこととされ（特別徴収）、納税者である従業員にとって便利な制度となっている。

しかし、実際に特別徴収されているのは 4 8 万人（給与所得者の 66.1 %）であり、残り 2 5 万人は従業員が自分で金融機関等に出向き納税しなければならない状況になっている（普通徴収）。

また、一般に普通徴収の収入歩合が特別徴収よりも低いことから、本来、特別徴収されるべきものが普通徴収されていることが、滞納増加の一因になっているものと考えられる。滞納となった場合、督促状発付等が必要となり、当該経費の負担増となるとともに、事務の非効率化に繋がっている。

こうした状況の中、平成 19 年度に行われた所得税からの税源移譲により個人住民税の税収規模が増大し、地方分権の根幹となる自主財源の大きな柱となる一方で、滞納も年々累増しており、市町村・県双方にとって、滞納額の圧縮が従来に増して大きな課題となっている（個人県民税についていえば、平成 21 年度の決算額は 551 億円で、県税収入合計 1,959 億円の 28% を占めている。一方、滞納繰越額は 41 億円で県税全体の 53 億円の 77% を占めている）。

特別徴収を徹底することにより、2 5 万人の納税者の利便性の向上と、滞納の未然防止による滞納処分経費の節減、税収確保による安定的な財政運営が期待できる。

このため、県内市町村と県は、連携して、特別徴収を行っていない事業者に対し、昨年度から特別徴収に切り替えるよう推進に取り組んでいるが、さらに強化する。

詳細は次ページ以降をご参照ください。

1 特別徴収の状況（「市町村課税状況等の調」より）

（1）平成21年度個人住民税の特別徴収実施状況（単位：人、％）

	納税義務者数	うち特別徴収	実施率
市部計	581,047	389,793	67.1
町村部計	148,422	92,319	62.2
県計	729,469	482,112	66.1
全国計	47,829,129	33,144,723	69.3

（2）特別徴収義務者数（事業者）の推移（単位：人）

	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度
市部計	39,052	39,396	38,449	38,067
町村部計	22,499	22,401	21,652	21,118
県計	61,551	61,797	60,101	59,185
全国計	6,597,683	6,625,541	6,518,219	6,435,319

各市町村が特別徴収税額を通知した事業者数の計（同一事業者の従業員が複数市町村に居住していることがある。この場合、同一事業者に対し、複数市町村からそれぞれ居住している従業員の分が通知されるため、事業者数が重複し計上されているものが含まれている）。

2 取組の概要

同一事業者において、従業員が複数の市町村に居住している場合が多いことから、県内全域において、以下の取組を県内全市町村と県が一体的に取り組むことにより、特別徴収への切替を進める。

（1）事業者への働きかけ

未実施の事業者に対し、文書送付・訪問等により、特別徴収への切替推進を強化する。

（2）各種団体への協力依頼

事業者が所属する団体等（商工関係団体、社団法人福島県法人会連合会、東北税理士会福島県支部連合会等、これらの各支部）に対し、文書送付・訪問等により、特別徴収制度の普及・啓発（機関誌への記事掲載、関係事業者への周知）について協力依頼を行う。

（3）広報

事業者だけでなく給与所得者に対しても、各種広報媒体により制度の概要、メリットについて周知する。

（4）強化月間の創設

11月を強化月間として、上記の取組を集中的に行う。

個人住民税について

個人住民税とは？

- ア 個人市町村民税と個人県民税を合わせて個人住民税といい、賦課徴収は市町村が行う。
- イ 個人の前年1年間の所得に応じて課税される「所得割」と、所得の多少に関わらず広く均等に一定の税額で課税される「均等割」がある。
- なお、所得税（国税）は、当該年の所得に応じて課税される。
- ウ 「所得割」の税率は10%（個人市町村民税6%、個人県民税4%）。
- エ 「均等割」の税額は5千円（個人市町村民税3千円、個人県民税2千円）。

納税方法は？

〔特別徴収〕

前年中に給与を支払を受けた者で、4月1日現在に給与を支払を受けている者については、市町村から5月に「住民税の納税通知書」が会社等に送付される。

会社等は通知された税額を6月から翌年5月までの12回、毎月の給与から差し引いて、翌月10日までに納付する。

〔普通徴収〕

自営業者など、特別徴収されない人には、市町村から6月に「住民税の納税通知書と納付書」が自宅に送付される。

通知された税額を6月、8月、10月、翌年1月の年4回に分けて納める。

新たに特別徴収を行う場合の手続き

従業員が居住する市町村役場税務担当課に対し事業者が手続きを行う。

個人住民税特別徴収推進に向けた 「ステップアップ」宣言

福島県と県内全市町村においては、これまでも積極的な税収確保対策に取り組んできたところですが、県内全体の個人住民税の滞納額は大幅に増加しており、その対策が重要な課題となっています。

特別徴収は、企業等が従業員である納税者の個人住民税を毎月給与から差し引いて納税するため、年4回の普通徴収よりも1回当たりの納税額が少なくて済む、納税者が直接金融機関に出向く手間が省ける、納付忘れを防ぐなど利便性が向上するとともに、滞納の未然防止の効果もあります。

本日、福島県地方税滞納整理推進会議において、市町村と県が互いに連携し、納税者が納めやすい環境を整備することにより滞納を未然に防止し、ひいては税負担の公平性を確保するため、個人住民税の特別徴収推進を強化することをここに宣言します。

平成22年9月1日

福島県地方税滞納整理推進会議

本部会議 会長 佐藤 篤信